

## 令和2年第1回市議会定例会 一般質問の要旨に対する回答書

通告番号④ 中島 章二

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代表質問だけ行い、その他一般質問は要旨に対する回答書となりました。

### 【小中学校における働き方改革について】

2020年(令和2年)1月17日、文科省は第200回臨時国会における「公立の義務教育諸学校等の教育職員給与等に関する特別措置法」の改正を受け、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示し、自治体に対し、2020年4月1日の施行日より教育職員の業務の適切な管理を行うよう、条例や教育委員会規則等の整備を促しました。

指針は教育職員が校務として学校教育に必要な業務を行っている時間を「在校等時間」とした上で「時間外勤務時間」の上限を示し、服務監督権者に対し、業務量の適切な管理を命じています。

そこで、業務量の適切な管理方法について以下の点についてお伺いします。

### 【質問①】

上限時間については国会審議で月45時間、年360時間より短い設定をしてもかまわないということになっているので、例えば月40時間、年300時間という設定も可能であるが、市教委としての考え方はどうですか。

### 【回答①】

時間外勤務の上限時間は、文部科学省により示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、「指針」という。)や、県教委による「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」(以下、「施行規則」という。)において、在校等時間から勤務時間を除いた時間で、1か月45時間、1か年360時間の範囲内とされております。

このため、市教委におきましては、文部科学省の「公立学校の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき策定します「日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針」に、「指針」及び「施行規則」が示す上限時間(1か月45時間、1か年360時間以内)を盛り込むこととしております。【学校教育課】

### 【質問②】

上限時間いっぱいまで業務を行う事をすすめるための設定ではないことを明確にするべきだと思いますが、考えはどうか

【回答②】

「指針」における上限時間の留意事項として、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではないことが示されていることから、市の方針においてもこの趣旨を盛り込むこととしております。【学校教育課】

【質問③】

「上限ガイドライン」では「臨時的な特別な事情」の場合は月 100 時間、複数月(2～6 カ月)平均 80 時間(過労死ライン越え)、年 720 時間まで勤務できるとしているが、具体的にどのような業務を想定しているのか。

【回答③】

ガイドラインにおいては「臨時的な特別な事情」として、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめなどの指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じる恐れがある場合など、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合が具体例として示されております。【学校教育課】

【質問④】

在校等時間の考え方を具体的にお答えください。

【回答④】

「指針」においては、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」としております。

具体的には、「正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間」に、「校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間」と「地方公共団体が定める方法によるテレワーク等の時間」を加え、「正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間とその他の業務外の時間」と「休憩時間」を除いた時間を「在校等時間」と示されております。【学校教育課】

【質問⑤】

在校等時間の記録方法はどのように考えているか、記録簿等の場合は公文書扱いと

するのか。

・2019年度の「出退勤時刻簡易記録システム」からの変更点

**【回答⑤】**

現在採用しております「出・退勤時刻簡易記録システム」に入力した在校等時間データを出力した紙媒体を、日田市小中学校文書取扱規程に則り、適切に公文書として保管することとしております。【学校教育課】

**【質問⑥】**

「持ち帰り業務」の把握方法について、上限時間を守るために「持ち帰り業務」が増加する事がないよう、「持ち帰り業務」の実態把握が必要と考えるが、どのように考えているか、また、どのような方法で行うのか。

**【回答⑥】**

「持ち帰り業務」は行わないことが原則であり、「上限時間」を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは厳に避けなければならないと「指針」にも示されております。

このため、市教委においては業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、自己申告等による実態把握に努めてまいります。【学校教育課】

**【質問⑦】**

校長が「在校等時間」の虚偽報告をした場合や、制度を逸脱した運用をした場合は懲戒処分の対象となりうることをどのように周知するのか。

**【回答⑦】**

在校等時間の報告については、適切な運用が行われるよう校長会等を通じて、管理職をはじめ全職員に周知してまいります。【学校教育課】